

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

障害者自立支援法が実施されて1年半、定率1割の応益負担は予想を超える深刻な影響をもたらしています。厚生労働省の調査でも、利用者負担増を理由に施設利用を中止した人は1625人（2007年2月）にのぼっています。

政府は昨年末、1200億円にのぼる負担軽減等の「特別対策」（06年～08年度）を実施しましたが、これでも「不十分だ」、応益負担は「廃止すべき」という声がいまも圧倒的多数です。事態は深刻であり一刻の猶予もありません。

そもそも応益負担は、障害が重くなる人ほど負担が大きくなるという構造的な欠陥を持つ制度です。食事や入浴、外出など障害者が人間らしく生きるために最低限必要な支援を「益」とみなし負担を課す現行法の仕組みは、憲法25条の生存権の理念にも反するものです。応益負担は廃止以外にありません。応益負担の廃止に必要な財源は、年510億円です。

福田総理も、秋の臨時国会で「抜本的な見直しに向け、制度全体にわたる議論をおこなう」と答弁しています。

よって、以下のように障害者自立支援法の「見直し」をおこなうよう求めます。

記

1. 憲法25条の生存権の理念にも反する「応益負担」制度は廃止すること。
2. 住宅や施設サービスを大幅に拡大し地域生活の基盤整備を集中的にすすめること。
3. 障害者施設・事業所への報酬を増額し、日額払いを月払いに改めること。
4. 障害程度区分認定を実態に見合ったものに改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月14日

名 寄 市 議 会